

平成30年 第8回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 平成30年10月26日(金) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時50分

開催場所 占冠村総合センター 2階 相談室

出席委員 会長 安田 堅吾 1番 鈴木 雅士 2番 熊崎 一弘
3番 山本 敬介 4番 江頭 謙一郎 5番 堀井 京子
6番 水野 利行

欠席委員

事務局 事務局長 平岡 卓 係長 杉岡 裕二

議事日程 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 行政報告について
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項による通知について
日程第5 議案第1号 農地法第3条の許可申請について
日程第6 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
日程第7 議案第3号 土地の現況証明書の交付について

平成30年 第8回占冠村農業委員会総会議事録

事務局 それでは只今より、平成30年第8回占冠村農業委員会総会を開催いたします。
本日の欠席の通知を受けている委員はありません。したがって在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、占冠村農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。

本日の議事日程について、説明いたします。

本日の議事日程は、議案書のとおり7日程です。

本日の報告事項は、1件です。

本日の議案事項は、3件です。

日程については以上です。

それでは議事進行については、占冠村農業委員会会議規則第4条の規定により、安田会長に進めて頂きます。

議長 ただ今の出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第8回占冠村農業委員会総会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において、2番 熊崎一弘君、3番 山本 敬介君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

本日の総会の会期は本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日1日間と決定致しました。

日程第3 行政報告について事務局より致させます。

事務局 (読み上げて報告)

補足説明させていただきます。北海道農業会議の打ち合わせの内容ですが、
の土地の農地法上の取り扱いについて打ち合わせを行っております。中身については本日の議案第3号の中で提案をさせていただきたいと思っております。富良野地方オータムフェスティバルについてですが、占冠村からは
が出席しております。その中で、
はマッチングとなりまして、お相手の方は
です。今回、女性の参加が少なくありましたが、4組マッチングとなっております。
本人とはお話ができておりませんでしたので、お話を聞いて可能な限りバックアップはしたいと思っております。

オータムフェスティバルは数年前からコンサルが中に入って講師をしてもらっていたはずですが、効果は出ているのですか。

事務局 1対1の会話の際等に役に立っているとは思いますが。

毎回マッチングについては何件か聞いていますが、結婚した方はどれくらい

申請をいただきましたので、意見を求めます。

受付番号3（読み上げて提案）

こちらについては、[]に抜ける道路が[]に伸びており、その[]の筆となっております。草地整備箇所になっておりますので、農振に編入したいと申請をいただきましたので、意見を求めます。

受付番号4（読み上げて提案）

こちらについては、[]を抜ける[]が[]となっております。[]さんが賃借で利用している土地です。農振で定める面積要件、隣接した農地の団地化が図られていない状況の土地ですが、この土地についても農地整備を行いたい意向がありましたので、今回農振地域に含めたいとの意向がありましたので、飛び地になっておりますので、協議いただければと思います。

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

[] 受付番号2番の関係ですが、含まれる、含まれないというのはどうなるのでしょうか。

議長 色が塗られていてわかりにくいのですが、真ん中で持ち主がわかれています。

事務局 受付番号2ですが、今回[]で農業でしか使用できない土地として農振地域のアミを市町村でかけることができます。事業を行うにあたって農振地域に含めてくれと言われております。現在[]が農振地域から抜けている状態ですので、[]の内地番を農振地域に含めようと申請がありました。委員の皆様には、農振地域として縛りをいれてしまっているのかを判断いただきたいと思っております。平成31年からの道営草地整備事業では筆縛りで厳しくなっておりますので、筆の整理をしております。北海道から土地改良法と農振法の基準を満たす土地であるかという指摘もありますので、農振に含まれていなければ補助金を受けることができないことになってしまいます。

議長 他にございませんか。では、挙手による採決を行います。受付番号1番から4番まで、本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 本件は原案のとおり決定されました。

議長 それでは受付番号5から再開いたします。事務局より説明いたさせます。

事務局 受付番号5（読み上げて提案）

こちらについては、[]で三斜法による計測を行っておりまして[]の1筆で面積は[]㎡です。整備予定地区となっておりますので、農振への編入の申出がありましたので、意見を求めます。

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

[] の基線はどちら側になりますか。

問題も残っております。そのあたりについては使用者と保安林含めて確認させていただきます。

議長 他にございませんか。それでは、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 本件は原案のとおり決定されました。

日程第7 議案第3号 土地の現況証明書の交付について議題とします。事務局より説明いたさせます。

事務局 議案第3号 土地の現況証明書の交付について (読み上げて提案)

先日、事務局で確認してきた写真は添付しております。

登記地目は畑ではありますが、管理上はその他で取り扱っております。

その中に植樹したということですか。

事務局 そうです。

いつ頃になりますか。

事務局 昨年の秋頃です。農業会議に16日足を運びまして、状況の説明をしてきております。農業会議としては農業委員会の管理する農地台帳で農地以外であれば、一般の不動産売買を行って問題はありませんという意見でした。後は農業委員会が地目現況を確認して農地以外という判断になれば、所有権移転は問題ないということでした。

公簿地目は畑ですよ。

事務局 公簿は畑ですが、農地台帳上はその他ということです。

それであれば、現地確認の必要はありますか。

写真を見る限りでは明らかに畑ではないと思います。

のですね。

そうです。が半分程度畑として使用していました。残り部分も今はクラマツかなにかを植えていたはずで。

植林については農地以外ということで問題ないですね。

事務局 本人の真意はわかりませんが、結果としては農地以外に植林されたとなります。

についての経過をお願いします。

事務局 が土地所有者ですが、一昨年お亡くなりになりました。相続については相続管理人弁護士をつけて協議を行ってございました。ご親族である、を分けて所有権を決定しております。相続登記が完了しまして、お二人とも占冠の土地については、に全て引き渡したいというお話がありました。現況確認をしていただいた後に地目変更の登記を行い、一般の不動産としてに売りたいという内容で代理人の方から申請あった案件です。

は平らなところなので、原野にして売った後

に再度農地するとなると話は変わってきます。

事務局 農地法上では現況での判断となりますので、現時点での判断となります。地目変更の登記を行うことが妥当であるかご判断いただきたいと思います。

農地、採草放牧地以外の土地に地目変更がなった場合にここを開拓して農地、採草放牧地にしたいとなった場合の処理はどうなりますか。

事務局 開拓した後に農地という扱いを農業委員会で判断、また耕作される場合には現況農地から農振地域に編入する処理となります。

時期ごとに申請が必要ということですね。現在、農地のため、そのままの方が手続きは少ないと思います。

事務局 その通りですが、に所有者を変更するためにこの手続きが必要となります。

代理人というのはどのような関係者なのですか。

事務局 司法書士です。

現況としては原野になるのでしょうか。山林になるのでしょうか。

事務局 山林になるのではないかと思います。

の言っていたとおり、この場所で開拓して農業をやりたいという方がいれば、農地を買うのではなく、山林を買うということになるのですか。

事務局 そうということになります。山林になった時点で一般不動産となります。

誰でも購入できるようになるということですね。

事務局 そのとおりです。

かなり山の中ですよ。

事務局 そのとおりです。

有効に使える場所ですか。

平らなので、かなり有効に使えます。

であれば、放牧もできますね。

ほしい方がいても所有者になる方が売るかどうかの問題はあります。昔の家があったような気がします。

事務局 車、建物がありました。

底地は宅地になっていないのですか。

事務局 1筆の中に入っておりますので、宅地になっておりません。昔の航空写真となりますので、が写っております。現在、が住まわっている場所は写真の中ではになっております。いきまして、くらい進みますとに建物が建っております。

元住宅ですか。

事務局 個人の住宅ではなさそうです。の建物でした。何の建物かはわかっておりません。

農業者からこの農地がほしいという声も聞いております。しかし、現況証明の

申請を受けているので、一度農地ではなくするしかないとも思います。

事務局 ■■■■■■がご健在のときに■■■■■■をほし
いと交渉があったと聞いております。■■■■■が体調を崩されたこともあり、話が
まとまらなかったとのことでした。相続が決定した後にスムーズにいけば、農業者
に売買することも可能となります。しかし、■■■■■の意向もあったようで、占
冠の土地は一度■■■■■に譲り渡すことが決定事項となっております。

■■■■■ 農業委員会で農地でないという判断をしてしまうと農業者ではない一般の方も
購入可能となってしまいます。現在、農地となっている場所があり、購入したいと
考えている農業者がいる中で、農業委員会としてはその農業者が使えるように働
きかけてあげるべきではないかと思えます。

■■■■■ 一部だけでも農地のままにしておいてもらい、農業者に売ってもらえないかと
できればと思います。

事務局 親族としては■■■■■に売りたいという意向ですので、それであれば地目の変
更が必要であるという説明をさせていただき、申請があがってきております。

■■■■■ ■■■■■■は農業者ではないということですよ。

事務局 そのとおりです。

■■■■■ ■■■■■■は占冠の方ですか。

事務局 占冠の方です。相続された子供たちは村外に転出しています。

■■■■■ ■■■■■■が■■■■■■に建てた家に住んでいます。子供たちが出て行った
後に■■■■■が使用しています。

■■■■■ 現所有者はどこに住んでいるのですか。

事務局 ■■■■■■です。

■■■■■ それであれば、地元にいる方が所有していた方が占冠でほしい方がいた場合に
も話がしやすいと思います。

■■■■■ ■■■■■■は売らないと言っていた記憶があります。

■■■■■ 所有者も変わっているのでそれもないのではないかと思います。

事務局 そこにも■■■■■■が建っていた記憶があります。

■■■■■ それでその場所を売らないと言っていたのでしょうか。

事務局 その土地に拘りがあるというよりは価格等をシビアに考えてらっしゃったと思
います。

議長 他にございませんか。それでは、挙手による採決を行います。本件に賛成の方
は挙手をお願いします。

委員 (賛成多数)

議長 本件は原案のとおり決定されました。

本総会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

その他ありますでしょうか。

事務局 遊休農地解消に向けた農地パトロールについてお知らせします。8月から10

月までの強化月間の中で、各地域に分かれて農業委員の皆様が配置されていますので、耕作をしていて気が付いた点、また利用されていない土地等がありましたら、次回総会を来月26日頃に予定しておりますので、ご審議いただけますようにパトロール結果を報告いただければと思っております。裏面についております農地ナビシステムについてはご自宅にインターネット環境が整備されておりましたら、全国の農地について全戸見られるようになっております。ここで見られるものが、我々が管理しております農地台帳で扱っております現況農地となりますので、お時間があるときに、照らし合わせていただいてご確認いただければと思います。11月総会ですが、XXXXXXXXXXが亡くなられてXXXXXXXXXXに相続が完了している案件について予定しております。

議 長 他にありませんか。

XXXXXXXXXX 十勝の地区別農業委員会研修会はいつでしょうか。

事務局 訂正含めて2度送付させていただいております。11月20日が正しい日程となっております。

議 長 他にありませんか。

委 員 (なし)

議 長 これにて、平成30年第8回占冠村農業委員会総会を終了いたします。
ご苦勞様でした。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

平成 年 月 日

議 長

2 番

3 番